青森県いじめ防止基本方針検討協議会設置要項

(設置及び業務)

第1条 青森県いじめ防止基本方針の策定等について協議を行うために、青森県いじめ防止基本方針検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条	協議会け	教育長が委嘱する次の1	5名の委員で組織する
$\mathcal{M} \hookrightarrow \mathcal{M}$	加成五い	が月以れるではりついい エ	ひつい女只へ呼吸りる。

_	学識経験者(大学教授等)	1名	
	弁護士	1名	
三	臨床心理士	1名	
兀	法務局関係者	1名	
五.	県立精神保健福祉センター関係者	1名	
六	県警察本部関係者	1名	
七	市町村教育委員会関係者(市町村教育委員会連絡協議会、町村教育長協議会	2名	
0	D代表)		
八	学校教育関係者(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・私立学校の校	5名	
長会代表)			
九	保護者代表者(県PTA連合会、県高等学校PTA連合会の代表)	2名	

(会長等)

- 第3条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理し、又は代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成26年3月31日までとする。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、教育長が招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、教育庁学校教育課に置く。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に 定める。

附則

この要項は、平成25年12月4日から施行する。